

市区町村別集計項目(推進体制等)

岡山県	
市区町村数	27

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
					19	23	27					27					
33	100	岡山市	女性が輝くまちづくり推進課	1	1	1	1	岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	2001年6月27日	2001年10月1日		岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(第5次さんかくプラン)	2022年4月	~	2027年3月	1	1
33	202	倉敷市	男女共同参画課	1	1	0	1	倉敷市男女共同参画条例	2000年12月22日	2001年4月1日		第四次くらしきハーモニープラン(第四次倉敷市男女共同参画基本計画)	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
33	203	津山市	人権啓発課	1	2	1	1	津山市男女共同参画まちづくり条例	2002年3月22日	2002年10月1日		第5次津山男女共同参画さんさんプラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
33	204	玉野市	総務課	1	2	1	1	玉野市男女共同参画推進条例	2002年3月29日	2002年4月1日		第5次たまの男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
33	205	笠岡市	人権推進課	1	2	1	1	笠岡市男女共同参画推進条例	2003年7月1日	2003年7月1日		第5次かさおかウィズプラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1
33	207	井原市	市民活動推進課	1	2	1	1	井原市男女共同参画のまちづくり条例	2003年3月18日	2003年10月1日		第4次いばら男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
33	208	総社市	人権・まちづくり課	1	2	1	1	総社市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第5次総社市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
33	209	高梁市	市民生活部市民課	1	2	1	1	高梁市男女共同参画推進条例	2005年3月28日	2005年4月1日		第3次高梁市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
33	210	新見市	総合政策課	1	2	1	1	新見市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第4次にいみ男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
33	211	備前市	市民協働課	1	2	1	1	備前市男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次備前市男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
33	212	瀬戸内市	ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	瀬戸内市男女共同参画推進条例	2005年7月1日	2005年7月1日		第3次瀬戸内市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
33	213	赤磐市	協働推進課	1	2	1	1	赤磐市男女共同参画推進条例	2008年3月27日	2008年4月1日		第4次赤磐市男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
33	214	真庭市	くらし安全課	1	2	1	1	真庭市男女共同参画推進条例	2005年12月26日	2005年12月26日		あい・プランまにわ(第4次真庭市男女共同参画基本計画)	2021年4月	~	2026年3月	1	1
33	215	美作市	市民課	1	2	1	1	美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第3次美作市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
33	216	浅口市	地域創造課	1	2	1	1	浅口市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		第3次浅口市男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2024年3月	1	1
33	346	和気町	社会教育課	2	2	0	1	和気町男女共同参画まちづくり推進に関する条例	2007年12月17日	2007年12月17日		和気町男女共同参画プラン(第2期)	2021年4月	~	2030年3月	1	1
33	423	早島町	まちづくり企画課	1	2	0	0	早島町男女共同参画推進条例	2017年3月17日	2017年4月1日		第3次早島町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
33	445	里庄町	企画商工課	1	2	1	1	里庄町男女共同参画推進条例	2012年3月14日	2012年4月1日		第4次里庄町男女共同参画基本計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
33	461	矢掛町	企画財政課	1	2	0	1	矢掛町男女共同参画推進条例	2017年4月1日	2017年4月1日		第2次矢掛町男女共同参画プラン	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
33	586	新庄村	住民福祉課	1	2	0	0	新庄村男女共同参画の推進条例	2002年9月26日	2003年4月1日		第4次新庄村男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
33	606	鏡野町	まちづくり課	1	2	0	1	鏡野町男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年3月29日		第2次鏡野町男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2024年3月	1	1
33	622	勝央町	教育振興部	2	2	1	1	勝央町男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年7月1日		第2次勝央町男女共同参画推進基本計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
33	623	奈義町	総務課	1	2	0	0	奈義町男女共同参画推進条例	2009年12月8日	2009年12月8日		第3次なごういずぶらん	2021年4月	~	2026年3月	1	1
33	643	西粟倉村	総務企画課	1	2	0	0	西粟倉村男女共同参画推進条例	2007年3月20日	2007年4月1日		(第6次西粟倉村総合振興計画)	2021年6月	~	2031年3月	0	0
33	663	久米南町	総務企画課	1	2	1	1	久米南町男女共同参画社会推進条例	2010年9月30日	2010年10月1日		第3次くめなん男女共同参画社会推進プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
33	666	美咲町	地域みらい課	1	2	1	1	美咲町男女共同参画まちづくり条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次美咲町男女共同参画基本計画	2022年4月	~	2026年3月	1	1
33	681	吉備中央町	協働推進課	1	2	1	1	吉備中央町男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第4次吉備中央町男女共同参画基本計画	2023年4月	~	2027年3月	0	1

<選択肢回答>

- |  |                             |   |  |                                    |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| <b>所属</b><br>1 首長部局<br>2 教育委員会                   | <b>庁内連絡会議</b><br>1 有<br>0 無 | <b>男女共同参画に関する条例</b><br><b>現在の状況</b><br>1 2024年3月末までの制定を目的に検討中<br>2 2023年度以降の制定を目的に検討中<br>3 その他<br>0 検討していない | <b>男女共同参画に関する計画</b><br><b>女性活躍推進法の推進計画との関係</b><br>1 一体<br>0 一体でない<br><b>計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)</b><br>1 単独計画として策定<br>0 総合計画の一部として策定 | <b>現在の状況</b><br>1 策定予定有<br>0 策定予定無 |
| <b>事務所掌</b><br>1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課<br>2 1ではない | <b>諮問機関</b><br>1 有<br>0 無   |   |  |                                    |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			6								0	6	6	0	0	6	0	0
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	さんかく岡山	700-0822	岡山県岡山市北区表町三丁目14-1-201	086-803-3355	086-803-3344	<a href="https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html">https://www.city.okayama.jp/soshiki/23-1-1-0-0_29.html</a>		○	○				○		
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	ウィズアップくらしき	710-0055	倉敷市阿知1丁目7番1-603号	086-435-5750	086-435-5755	<a href="https://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjyo/withup/">https://www.city.kurashiki.okayama.jp/danjyo/withup/</a>		○	○				○		
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	さん・さん	708-8520	岡山県津山市新魚町17番地 アルネ・津山5階	0868-31-2533	0868-31-2534	<a href="https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2051">https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=2051</a>		○	○				○		
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター		706-0013	玉野市奥玉1丁目18番5号	0863-33-7867	0863-33-7868	<a href="https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html">https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/5/1318.html</a>		○	○				○		
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	てらすセンター	714-0081	笠岡市笠岡1872番地19 笠岡市役所分庁第4 2階	0865-62-5769	0865-62-5767	<a href="https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/2933.html">https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/2933.html</a>		○	○				○		
33	207	井原市																
33	208	総社市																
33	209	高梁市																
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ		718-0011	岡山県新見市新見823番地1	0867-72-6159	0867-72-6181	<a href="https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html">https://www.city.niimi.okayama.jp/gyosei/gyosei_detail/index/233.html</a>		○	○				○		
33	211	備前市																
33	212	瀬戸内市																
33	213	赤磐市																
33	214	真庭市																
33	215	美作市																
33	216	浅口市																
33	346	和気町																
33	423	早島町																
33	445	里庄町																
33	461	矢掛町																
33	586	新庄村																
33	606	鏡野町																
33	622	勝央町																
33	623	奈義町																
33	643	西粟倉村																
33	663	久米南町																
33	666	美咲町																
33	681	吉備中央町																

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			6					4	5	6	5	1	4	2	0	1	
33	100	岡山市	岡山市男女共同参画社会推進センター	2000年4月8日	3	5	19,860	○	○	○	○	○	○	○			託児ボランティア会による託児室運営
33	202	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	1997年4月1日	1	4	35,300		○	○	○		○				
33	203	津山市	津山男女共同参画センター「さん・さん」	1999年4月2日	3	2	8,032	○	○	○	○		○	○		○	
33	204	玉野市	玉野市男女共同参画推進センター	2002年4月1日	0	2	6,426	○	○	○							
33	205	笠岡市	笠岡市男女共同参画推進センター	2001年4月1日	1	0	820	○	○	○	○		○				
33	207	井原市			0	0	0										
33	208	総社市			0	0	0										
33	209	高梁市			0	0	0										
33	210	新見市	新見市男女共同参画プラザ	2005年3月31日	0	1	14			○	○						男女共同参画を推進する市民団体との交流・支援
33	211	備前市			0	0	0										
33	212	瀬戸内市			0	0	0										
33	213	赤磐市			0	0	0										
33	214	真庭市			0	0	0										
33	215	美作市			0	0	0										
33	216	浅口市			0	0	0										
33	346	和気町			0	0	0										
33	423	早島町			0	0	0										
33	445	里庄町			0	0	0										
33	461	矢掛町			0	0	0										
33	586	新庄村			0	0	0										
33	606	鏡野町			0	0	0										
33	622	勝央町			0	0	0										
33	623	奈義町			0	0	0										
33	643	西粟倉村			0	0	0										
33	663	久米南町			0	0	0										
33	666	美咲町			0	0	0										
33	681	吉備中央町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			4			15	1	6.7	19	1	5.3	12	0	0.0	12	0	0.0	6,877	556	8.1
33	100	岡山市				1	0	0.0	2	0	0.0							1709	139	8.1
33	202	倉敷市	2000年10月21日	倉敷市男女共同参画都市宣言	1	1	100.0	2	0	0.0								50	4	8.0
33	203	津山市				1	0	0.0	2	0	0.0							364	12	3.3
33	204	玉野市	2002年9月20日	玉野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0									
33	205	笠岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							23	1	4.3
33	207	井原市				1	0	0.0	1	0	0.0							102	0	0.0
33	208	総社市	2006年3月24日	総社市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							397	30	7.6
33	209	高梁市				1	0	0.0	0	0								688	75	10.9
33	210	新見市				1	0	0.0	1	0	0.0							838	110	13.1
33	211	備前市				1	0	0.0	2	0	0.0							188	9	4.8
33	212	瀬戸内市				1	0	0.0	2	1	50.0							340	25	7.4
33	213	赤磐市				1	0	0.0	1	0	0.0							132	5	3.8
33	214	真庭市	2005年12月26日	真庭市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							837	56	6.7
33	215	美作市				1	0	0.0	1	0	0.0							211	7	3.3
33	216	浅口市				1	0	0.0	1	0	0.0							459	70	15.3
33	346	和気町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
33	423	早島町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
33	445	里庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	1	2.7
33	461	矢掛町										1	0	0.0	1	0	0.0	60	4	6.7
33	586	新庄村										1	0	0.0	1	0	0.0	25	2	8.0
33	606	鏡野町										1	0	0.0	1	0	0.0	93	1	1.1
33	622	勝央町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0
33	623	奈義町										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
33	643	西粟倉村										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
33	663	久米南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
33	666	美咲町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	1	1.2
33	681	吉備中央町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	2	2.8

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																	
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他												
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				
	小計			833	722	11,756	3,815	32.5	790	714	11,521	3,695	32.1	137	92	919	151	16.4	533	93	17.4	558	97	17.4										
33	100	岡山市	男女いずれか一方の委員の総数が10分の4未満にならないように選任しなければならない。						法律または条例により設置されているもの	63	63	1,139	505	44.3	6	6	54	13	24.1	54	22	40.7	55	22	40.0	1		1		1				
33	202	倉敷市	40.0	2026年4月	86	77	1,566	448	28.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	86	77	1,566	448	28.6	6	5	49	7	14.3	46	13	28.3	47	14	29.8	1		1		1			
33	203	津山市	40.0	2028年3月	90	64	839	226	26.9	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	59	53	688	196	28.5	6	5	38	9	23.7	34	2	5.9	35	2	5.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1			
33	204	玉野市	40.0	2026年4月	28	20	307	90	29.3	法律または条例に基づき設置され委員を委嘱している審議会等	27	19	295	85	28.8	6	5	29	9	31.0	15	5	33.3	16	5	31.3	1		1		1			
33	205	笠岡市	50.0	2028年3月	60	57	873	366	41.9	法律又は政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている懇談会、会議等	40	40	651	278	42.7	6	6	31	8	25.8	22	7	31.8	23	7	30.4	1		1		1			
33	207	井原市	40.0	2027年3月	43	42	542	187	34.5	・法律又は政令により設置されている審議会等 ・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 ・要綱等により設置されている懇談会、会議等	30	30	363	134	36.9	5	4	39	9	23.1	25	4	16.0	26	4	15.4	1		1		1			
33	208	総社市	40.0	2027年3月	40	34	873	248	28.4	地方自治法(202条の3)	40	34	873	248	28.4	5	3	30	5	16.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1			
33	209	高梁市	40.0	2026年3月	31	26	513	115	22.4	法律もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより設置されている審議会等	31	26	513	115	22.4	5	4	34	8	23.5	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1			
33	210	新見市	30.0	2026年3月	43	39	652	197	30.2	法律または政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、要綱等により設置されている審議会、会議等	29	27	492	145	29.5	5	3	41	6	14.6	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1			
33	211	備前市	40.0	2027年3月	33	29	419	143	34.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用	33	29	419	143	34.1	5	3	40	5	12.5	24	6	25.0	25	6	24.0	1		1		1			
33	212	瀬戸内市	35.0	2027年3月	27	26	272	79	29.0	法令または政令により設置されている審議会等、法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)。条例・規則等により設置されている懇談会・会議等。	27	26	272	79	29.0	5	3	24	5	20.8	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1			
33	213	赤磐市	40.0	2026年3月	22	19	304	101	33.2	・法令又は政令により設置されている審議会等 ・条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	22	19	304	101	33.2	5	4	51	5	9.8	14	1	7.1	15	1	6.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	1			
33	214	真庭市	40.0	2026年3月	70	68	1,085	395	36.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	70	68	1,085	395	36.4	5	4	35	7	20.0	23	9	39.1	24	9	37.5	1		1		1			
33	215	美作市	40.0	2027年3月	19	19	264	102	38.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	18	18	241	93	38.6	5	3	31	4	12.9	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日		
33	216	浅口市								24	22	288	87	30.2	5	2	39	3	7.7	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1				
33	346	和気町								11	9	135	23	17.0	5	3	39	3	7.7	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1				
33	423	早島町	40.0	2027年3月	16	15	176	59	33.5	法律又は政令により設置されている審議会等および条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	16	15	176	59	33.5	5	2	23	2	8.7	22	4	18.2	23	4	17.4	1		1		1			
33	445	里庄町	40.0	2028年3月	39	34	533	179	33.6	法律又は政令により設置されている審議会・委員会、条例・規則等により設置されている懇談会・会議	16	15	190	55	28.9	5	4	26	5	19.2	15	2	13.3	16	2	12.5	1		1		1			
33	461	矢掛町	30.0	2026年3月	28	27	299	92	30.8	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	28	27	299	92	30.8	5	2	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1			
33	586	新庄村								5	4	48	8	16.7	3	3	15	5	33.3	13	1	7.7	14	1	7.1	1		1		1				
33	606	鏡野町	30.0	2024年3月	23	16	290	54	18.6	条例、規則、要綱等により設置されている会議等	17	13	199	50	25.1	5	2	25	3	12.0	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1			
33	622	勝央町	30.0	2027年3月	16	13	221	50	22.6	第202条の3に該当する審議会等数(広域の審議会を除く審議会)	14	11	197	31	15.7	5	3	25	4	16.0	19	0	0.0	20	0	0.0	2	2020年4月1日	1		1			
33	623	奈義町								16	15	229	63	27.5	5	3	33	6	18.2	17	1	5.9	19	4	21.1	1		1		1				
33	643	西粟倉村								7	3	53	8	15.1	5	2	29	5	17.2	13	0	0.0	14	0	0.0	1		1		1				
33	663	久米南町	38.0	2027年3月	33	26	358	116	32.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び地方自治法第180条の5に基づく委員会等	30	25	338	115	34.0	4	2	20	2	10.0	7	1	14.3	8	1	12.5	1		1		1			
33	666	美咲町								13	12	185	66	35.7	5	2	58	3	5.2	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1				
33	681	吉備中央町	35.0	2025年3月	23	8	231	63	27.3	法律・政令・条例に基づき設置された審議会	14	11	175	58	33.1	5	4	39	7	17.9	16	3	18.8	17	3	17.6	1		1		1			

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)		
	岡山市												4	3	108	15	13.9	0	0	0	0					
	倉敷市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	津山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	玉野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	笠岡市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	井原市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	総社市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	高梁市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	新見市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	備前市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	瀬戸内市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	赤磐市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	真庭市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	美作市												1	1	23	9	39.1	0	0	0	0	0.0				
	浅口市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	和気町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	早島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	里庄町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	矢掛町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	新庄村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	鏡野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	勝央町												1	0	69	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	奈義町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	西粟倉村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	久米南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				
	美咲町												2	2	16	6	37.5	0	0	0	0	0.0				
	吉備中央町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0				



調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
										15	1の合計	25	0	23		2					22	23	23	23	24	21
										6	2の合計	0	20	2		23					0	0	1	1	1	1
										1	3の合計	0	3		0						0	0	0	0	0	0
										5	4の合計	2	2								5	4	3	3	2	4
33	100	岡山市								1	岡山市議会	1	3	1	岡山市議会会議規則	2					1	1	1	1	1	1
33	202	倉敷市								1	倉敷市議会	1	2	1	倉敷市議会規則	2					1	1	1	1	1	1
33	203	津山市								1	津山市議会	1	2	1	津山市議会会議規則	2					1	1	1	1	1	1
33	204	玉野市								1	玉野市議会	1	2	1	玉野市議会会議規則	2					1	1	1	1	1	1
33	205	笠岡市								3	笠岡市議会	1	2	1	笠岡市議会会議規則	2					1	1	1	1	1	1
33	207	井原市								1	井原市議会	1	2	1	井原市議会会議規則	2					1	1	1	1	1	1



都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。														
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
33	208	総社市	2	岡山県総社市議会	1	2	1	総社市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	総社市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬条例第2条の規定により支給されるべき議員報酬の額に、市議会の会議を欠席した日から市議会の会議に出席した日の前日までの期間(以下「長期欠席の期間」という。))に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 <table border="1"> <tr> <td>長期欠席の期間</td> <td>減額割合</td> </tr> <tr> <td>90日を超え180日以下であるとき</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>180日を超え365日以下であるとき</td> <td>100分の30</td> </tr> <tr> <td>365日を超えるとき</td> <td>100分の50</td> </tr> </table> 2 前項の規定により議員報酬の額を減額する期間は、長期欠席が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から長期欠席の期間の末日(以下「長期欠席終了日」という。))までとする。 3 前2項の規定により議員報酬の額を減額して支給する場合において、長期欠席終了日が月の末日でない場合の議員報酬の額は、当該減額される月(以下「減額月」という。)の現日数を基礎として日割りにより算出する。 4 第1項及び第2項の規定により議員報酬の額を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日までの間に異なる減額割合が存在する場合の議員報酬の額は、当該減額月の現日数を基礎として日割りにより算出する。	長期欠席の期間	減額割合	90日を超え180日以下であるとき	100分の20	180日を超え365日以下であるとき	100分の30	365日を超えるとき	100分の50	1	1	1	1	1
長期欠席の期間	減額割合																						
90日を超え180日以下であるとき	100分の20																						
180日を超え365日以下であるとき	100分の30																						
365日を超えるとき	100分の50																						
33	209	高梁市	2	高梁市議会	1	2	1	高梁市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														
33	210	新見市	2	新見市議会	1	2	1	新見市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総則 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2														
33	211	備前市	1	岡山県備前市議会	1	3	1	備前市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2														

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
コ ロ ナ ビ ル 名			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
33	212	瀬戸内市	2	瀬戸内市議会	1	2	1	瀬戸内市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1			
33	213	赤磐市	1	赤磐市議会	1	2	1	赤磐市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1			
33	214	真庭市	1	真庭市議会	1	2	1	真庭市議会会議規則(平成17年議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1			
33	215	兼作市	4	兼作市議会	1	4	2	兼作市議会会議規則 第2条 市長は、旧姓をしようすることにより、誤解、混乱等が生じない判断できる場合においては、これを承認するものとする。	2			4	4	2	2	2	2			
33	216	浅口市	1	浅口市議会	1	2	1	浅口市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1			
33	346	和気町	1	和気町議会	1	2	1	和気町議会会議規則(平成18年3月13日 議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1		
33	423	早島町	2	早島町議会	1	2	1	早島町議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1			
33	445	里庄町	4	里庄町議会	1	2	1	里庄町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1			
33	461	矢掛町	1	矢掛町議会	1	2	1	矢掛町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4			
33	586	新庄村	4	新庄村議会	4			矢掛町病院企業職員の旧姓等使用取扱に関する内規 (趣旨) 第1条 この要綱は、矢掛町病院企業職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を、外国籍の職員が住民票の通称欄に記載している通称名をそれぞれ文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。 (旧姓等使用の範囲) 第2条 職員は、法令に違反しない範囲内及び任命権者が職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じおそれないことを認め、文書や名札等において、旧姓等の使用をすることができ、その具体例は別表に定める。 (旧姓等使用者の責務) 第3条 旧姓等を使用する職員は、旧姓等を使用するに当たり、当院患者及び他の職員に混乱を生じさせてはならない。 (旧姓等使用届等) 第4条 職員は、旧姓等の使用の承認を受けようとするときは、旧姓等使用届(様式第1号)を所屬長を経て事務長に提出しなければならない。 (旧姓等使用の中止) 第5条 旧姓等使用届を提出して旧姓等を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(様式第2号)を所屬長を経て事務長に提出しなければならない。 2. 第3条に規定する責務を旧姓等使用者が果たさないときは、事務長は旧姓等の使用を中止させることができる。 (所屬長の責務) 第6条 所屬長は、所屬職員の旧姓等の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第7条 この内規に定めるもののほか、旧姓等の使用に関し必要な事項は、事務長が定める。							4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
33	606	鏡野町	1	鏡野町職員旧姓取扱要綱 第2条 職員は、別表に掲げる事項において、法令等の規定に反するおそれのない、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	鏡野町議会	1	2	1	鏡野町議会会議規則 第1章第2条第2項		2		4	1	1	1	1	4
33	622	勝央町	1	勝央町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、勝央町職員(臨時任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	勝央町議会	1	4	2			1	勝央町議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第4条 議員が療養、長期不在その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その額に応じた議員報酬に町議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出のあった日のいずれか早い日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	4	4	4	4	1	1
33	623	奈義町	1	奈義町職員旧姓使用取扱要綱 (使用範囲) 第2条 職員は別表に掲げる事項において、法律等の規定に反するおそれのない、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないもの限り、旧姓を使用することができる。	奈義町議会	1	2	1	奈義町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1	1
33	643	西粟倉村	2		西粟倉村議会	4							4	4	4	4	4	4
33	663	久米南町	4		久米南町議会	1	2	1	久米南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(第1項省略)2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該		2	1	1	1	1	1	1	1
33	666	美咲町	1	美咲町職員旧姓使用取扱規則 趣旨) 第1条 この訓令は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、美咲町に勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。ただし、課長級以上の職員を除く。 (使用及び範囲) 第3条 町長は、別表に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。 (使用手続及び承認の通知) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用申請書は、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 3 町長が旧姓使用を承認したときは、人事担当課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て人事担当課長に提出するものとする。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう務めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民、他の職員等に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 (その他) 第7条 この訓令に定めるもののほか、旧姓を文書等に使用することに關し必要な事項は、町長が別に定める。 附則 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。 附則(令和4年3月30日訓令第4号)	美咲町議会	1	3	1	美咲町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1	1
33	681	吉備中央町	4		吉備中央町議会	1	2	1	吉備中央町議会会議規則 (欠席の届け出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。			問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント(規定)がある(倫理防規正)を 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		0	0	6				4	1	0	1			5			
		0	1	6	4	0	2	4	2	3	7			19			
		0	0	15				19	5	24	0			3			
		27	26								19						
33	100	岡山市	4	4	3			3		3	2			1	岡山市地域防災計画(風水害等対策編、地震・津波災害対策編) 災害の状況により必要と認めるときは、岡山市男女共同参画社会推進センター内に、女性のための専用相談窓口を開設する。		
33	202	倉敷市	4	4	1	1		2	3	3	2			2	倉敷市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、政治倫理の基準として次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (3) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		
33	203	津山市	4	4	3			3		2	4			2			
33	204	玉野市	4	4	3			3		3	2		女性議会の実施 (H12.10.18、H26.8.22開催)	2			
33	205	笠岡市	4	4	2			1	3	3	2			2			
33	207	井原市	4	4	1	1		3		3	4			1	井原市地域防災計画(風水害等対策編、地震災害対策編) 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努める。		
33	208	総社市	4	4	3			3		3	4			2			
33	209	高梁市	4	4	3			3		3	2			1	高梁市地域防災計画 5 市本部の組織 (1) 組織表 市民生活部一避難所運営班、環境班 (2) 班の編成及び所掌事務 市民生活部(部長 市民生活部長) 避難所運営班(班長 市民課長 市民課長) 1 指定避難所の開設、運営に関すること。 2 避難収容者に対する情報、指示等の伝達すること。 3 避難所における食料、物資の配分関すること。 4 被災者の安否問い合わせに関すること。		
33	210	新見市	4	4	3			3		3	4			2			
33	211	備前市	4	4	2			1	1	2	4			1	備前市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努める。		
33	212	瀬戸内市	4	4	3			3		3	2			2			
33	213	赤磐市	4	4	1	1		3		3	4			2	赤磐市議会議員政治倫理条例 第4条(7)その権限又は地位を利用して、嫌がらせ、強制、圧力、差別的言動、その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		
33	214	真庭市	4	4	3			3		3	4		オンラインでの会議への参加を検討中	2			
33	215	粟作市	4	4	3			3		3	2			2			

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定を議員向け研修に口頭	2. 議員向け研修を口頭	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
33	216	浅口市	4	4	1	1			浅口市議会議員政治倫理条例 第2条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (8) 地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	1	浅口市議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍上の氏に変更があった場合 変更前の氏	2	
33	346	和気町	4	4	3					3		3	4	2		
33	423	早島町	4	4	3					3		3	4	2		
33	445	里庄町	4	4	1		3			1	3	3	4	2		
33	461	矢掛町	4	4	3					3		3	4	2		
33	586	新庄村	4	4	2					3		3	4	2		
33	606	鏡野町	4	4	2					3		3	4	2		
33	622	勝央町	4	4	2					2	2	2	4	1	勝央町地域防災計画 防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。	
33	623	奈義町	4	4	1		3	ハラスメントに関する書籍を全議員に配布		2	3	3	4	3		
33	643	西栗倉村	4	2	3					3		3	4	2		
33	663	久米南町	4	4	2					2		3	4	2		
33	666	美咲町	4	4	3					1	3	3	4	3		
33	681	吉備中央町	4	4	3					3		3	4	3		